

## 【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年10月23日

【報告者の名称】 富士ソフト株式会社

【報告者の所在地】 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地

【電話番号】 045 - 650 - 8811(代表)

【事務連絡者氏名】 経営財務部長 小西 信介

【縦覧に供する場所】 富士ソフト株式会社  
(神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、富士ソフト株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、FK株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」又は「第1回公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び新株予約権を対象としています。本両公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準と必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じとします。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本両公開買付けには適用されず、本両公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本両公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本両公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注11) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。当社、公開買付者又はその関係者(affiliate)は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で当社及び公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、当社、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注12) 公開買付者、公開買付者の財務アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関係会社を含みます。)、並びに当社のファイナンシャル・アドバイザーは、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e 5 (b)の要件に従い、当社株式及び当社の新株予約権を自己又は顧客の勘定で、本両公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)中に本両公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。
- (注13) 会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って株主による单元未満株式の買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い本公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

## 1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2024年9月5日付で提出いたしました意見表明報告書(2024年9月27日付及び2024年10月21日付で提出いたしました意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。)につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

#### (6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

### 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

#### (2) 意見の根拠及び理由

##### 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

第1回公開買付けは、当社株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得し、当社株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として実施するものであるため、公開買付者は、第1回公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けていないとのことです。また、公開買付者は、第1回公開買付けにおいては、公開買付者が、各本応募株主を含む売却希望株主の皆様及び売却希望新株予約権者の皆様が売却を希望する当社株式及び本新株予約権を、本公開買付けの決済の開始日(2024年10月28日)付で取得できるようにすることを目的としているため、本下限撤廃後において買付予定数の下限は設けていないとのことです。この点、公開買付者は、第1回公開買付けに係る公開買付届出書においては、買付予定数の下限を33,658,500株(所有割合:53.22%)に設定していたとのことです。上記のとおり、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、公開買付者が第1回公開買付けで取得する当社株式以外の当社株式(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除く。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした第2回公開買付けを実施することを決定するとともに、第1回公開買付けの買付予定数の下限を撤廃することとしたとのことです。なお、公開買付者が第1回公開買付けで当社株式33,658,500株(所有割合:53.22%)以上を取得した場合には、第2回公開買付けは実施されないとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

第1回公開買付けは、当社株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得し、当社株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として実施するものであるため、公開買付者は、第1回公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けていないとのことです。また、公開買付者は、第1回公開買付けにおいては、公開買付者が、各本応募株主を含む売却希望株主の皆様及び売却希望新株予約権者の皆様が売却を希望する当社株式及び本新株予約権を、本公開買付けの決済の開始日(2024年10月28日)付で取得できるようにすることを目的としているため、本下限撤廃後において買付予定数の下限は設けていないとのことです。この点、公開買付者は、第1回公開買付けに係る公開買付届出書においては、買付予定数の下限を33,658,500株(所有割合:53.22%)に設定していたとのことです。上記のとおり、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、公開買付者が第1回公開買付けで取得する当社株式以外の当社株式(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除く。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした第2回公開買付けを実施することを決定するとともに、第1回公開買付けの買付予定数の下限を撤廃することとしたとのことです。なお、公開買付者が第1回公開買付けで当社株式33,658,500株(所有割合:53.22%)以上を取得した場合には、第2回公開買付けは実施されないとのことです。

その後、公開買付者は、当社より、2024年10月18日に第1回公開買付けに関する意見が改めて公表されたことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要性が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を、当該訂正に係る訂正届出書の提出日である2024年10月21日より起算して10営業日を経過した日にあたる2024年11月5日まで延長することとなったとのことです。

< 後略 >

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日(本公開買付けの公表日から本公開買付けの開始日までの期間を含めて考えれば48営業日)に設定しております。本公開買付期間を法令上の最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会並びに対抗的買収提案者が対抗的な買付け等を行う機会を相応に確保されるものと考えているとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、40営業日(本公開買付けの公表日から本公開買付けの開始日までの期間を含めて考えれば58営業日)に設定しております。本公開買付期間を法令上の最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会並びに対抗的買収提案者が対抗的な買付け等を行う機会を相応に確保されるものと考えているとのことです。

< 後略 >

以 上